

新たな営業許可・営業届出制度の概要

- 平成30年の食品衛生法の改正に伴い、**営業許可業種が見直されました**（下図の右側①）
- 営業許可の対象でない場合であっても、原則**管轄の保健所への届出**が必要です。（下図の右側②）
- 新たな制度は**令和3年6月1日**から始まります。
- これに伴い、東京都独自の条例（食品製造業等取締条例）による許可・届出制度は廃止されます。（下図の左側の黄色部分）
- 営業許可業種の見直しとともに、許可の要件である施設の基準も改正されました。

現在の許可・届出制度

食品衛生法の要許可業種

飲食店営業、菓子製造業、そうざい製造業、清涼飲料水製造業、ソース類製造業、乳類販売業、食肉販売業など34業種

東京都独自の要許可業種

弁当等人力販売業、食料品等販売業、つけ物製造業、製菓材料等製造業、粉末食品製造業、そう菜半製品等製造業、調味料等製造業、魚介類加工業、液卵製造業

東京都独自の要届出業種

給食供給者、卵選別包装業者、行商

許可・届出が不要な業種

上記のいずれにも当たらない業種

(例) 野菜果物販売業、運搬業、瓶詰・缶詰食品の販売業など

新たな制度による業種へ移行

令和3年6月1日以降

① 食品衛生法の要許可業種

飲食店営業、菓子製造業、そうざい製造業、清涼飲料水製造業、冷凍食品製造業、漬物製造業、食肉販売業（未包装品）など32業種

② 食品衛生法の要届出業種

①食品衛生法の要許可業種と

③届出が不要な業種以外の営業が届出の対象

(例)

野菜果物販売業、菓子種製造業、食肉販売業（包装品のみ取扱い）、食品販売業（弁当等）、集団給食（委託を除く）など

③ 届出が不要な業種

食品・添加物の輸入をする営業、運搬業、容器包装に入った長期間常温で保存可能な食品の販売など

新たな営業許可・営業届出制度の概要

令和3年6月1日以降の許可、届出、届出不要の業種の一覧

① 食品衛生法の要許可業種

- | | | |
|--|----------------|---------------|
| 1 飲食店営業 | 11 菓子製造業 | 22 豆腐製造業 |
| 2 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | 12 アイスクリーム類製造業 | 23 納豆製造業 |
| 3 食肉販売業 | 13 乳製品製造業 | 24 麺類製造業 |
| 4 魚介類販売業 | 14 清涼飲料水製造業 | 25 そうざい製造業 |
| 5 魚介類競り売り営業 | 15 食肉製品製造業 | 26 複合型そうざい製造業 |
| 6 集乳業 | 16 水産製品製造業 | 27 冷凍食品製造業 |
| 7 乳処理業 | 17 冰雪製造業 | 28 複合型冷凍食品製造業 |
| 8 特別牛乳搾取処理業 | 18 液卵製造業 | 29 漬物製造業 |
| 9 食肉処理業 | 19 食用油脂製造業 | 30 密封包装食品製造業 |
| 10 食品の放射線照射業 | 20 みそ又はしょうゆ製造業 | 31 食品の小分け業 |
| | 21 酒類製造業 | 32 添加物製造業 |

② 食品衛生法の要届出業種

①食品衛生法の要許可業種と③届出が不要な業種以外の営業が届出の対象（以下は例示）

製造・加工業の例

- ・農産保存食料品製造業
- ・菓子種製造業
- ・粉末食品製造業
- ・いわゆる健康食品の製造業
- ・精米・精麦業
- ・合成樹脂製の器具/容器包装製造業

調理業の例

- ・集団給食（委託の場合、飲食店営業の許可になる場合あり）
- ・調理機能を有する自動販売機（高度な機能を有し、屋内に設置されたもの）
- ・水の量り売りを行う自動販売機

販売業の例

- ・乳類販売業
- ・食肉販売業（包装食品のみの取扱い）
- ・魚介類販売業（包装食品のみの取扱い）
- ・野菜果物販売業
- ・弁当などの食品販売業
- ・行商

③ 届出が不要な業種

- 1 食品又は添加物の輸入業
- 2 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（ただし、冷凍又は冷蔵倉庫業は届出が必要な業種）
- 3 常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生の恐れがない包装食品又は添加物の販売業（カップ麺や包装されたスナック菓子等）
- 4 合成樹脂以外の器具・容器包装の製造業
- 5 器具・容器包装の輸入又は販売業

このほか、学校・病院等の営業以外の給食施設のうち、1回の提供食数が20食程度未満の施設や、農家・漁業者が行う採取の一部と見なせる行為（出荷前の調製等）についても、営業届出は不要です。